

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）について、既に施行された第6条、第7条及び第15条を除く部分を施行するに伴い、所要の規定を整備する必要があります。

そこで、法務省保護局において、下記記載のとおり、上記法律施行令の一部を改正する政令案を作成しましたので、これに対する皆様の御意見を以下の要領で募集いたします。

なお、お寄せいただいた御意見については、当局において取りまとめの上、政令改正の参考にさせていただきますが、その内容を公開する可能性があること、個々の御意見に対し直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1 意見募集期間

平成17年5月27日（金）から同年6月17日（金）17：00まで

2 意見送付要領

住所（市区町村名までで結構です。）、氏名（法人又は団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先の電話番号を明記し、郵送、ファックス、電子メールにより意見募集期間最終日時必着で送付願います。

なお、すべて日本語により表記願います。

また、電話による御意見には対応できません。

3 意見の送付先及び方法

法務省保護局総務課

- ・ 郵 送 〒100 - 8977
 東京都千代田区霞が関1 - 1 - 1
- ・ ファックス 03 - 3592 - 7689
- ・ 電子メール

4 問い合わせ先

担当 法務省保護局総務課

TEL 03 - 3580 - 4111（内線5795）

5 改正の概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部を改正する政令によって、以下について新たに設ける。

社会復帰調整官の資格

法第二十条に規定する社会復帰調整官は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 精神保健福祉士
- 二 保健師、看護師、作業療法士又は社会福祉士であって、精神障害者の社会復帰を促進するための相談、援助その他の業務に従事した経験を有するもの
- 三 法務大臣が前各号に掲げる者と同等以上の専門的知識を有すると認める者